

## 著作隣接権に注意！ 音楽イベント動画のアップロード

### 【物語編】

香澄の部屋。PCで編集作業をしている香澄。  
葵はスマホをいじりながら横から眺めているだけ。

香澄「よし、だいたいできたな。私もなかなかやるじゃん。」

葵「すごい香澄。編集のプロ！」

香澄「まーね。あとはYouTube用にデータを書き出して、と。」

軽音部の映像を見ている葵と香澄。

香澄「これを、ここにアップロードするのね。で、つぎはダンス部か。」

葵「あれ、これさっきと同じ曲じゃん。へー、この曲でヒップホップを踊るなんておもしろいね。軽音の演奏も良かったけど、本物のボーカル入ると違うねえ。」

香澄「葵、このステージ観てなかったの。みんなキレッキレですごかったよ。」  
といいながらアップロードをしようとする。

香澄「・・・あれ？ なにこれ」

画面のアップが写り、著作権侵害コンテンツが含まれている可能性があるためアップロードできませんという旨のメッセージが。

葵「著作権侵害？ さっきの軽音のは大丈夫だったのに。」

香澄「YouTubeはまとめて契約してるので、利用者はあまり気にしなくていいってことだったんだけど・・・ちょっと怖い画面だから、写真をとっておいて、涼太先輩たちにも見てもらおうか。」

スマホで画面を撮影する香澄。

～時間経過～

学食。葵と香澄が直哉と涼太を見つけ近寄る。

葵「あっ、直哉、涼太センパイ！ ちょっと見てもらいたいものがあるんですけど！ 香澄、あれあれ。」

香澄「うん、そうね。これなんですけど。」

香澄がスマホを出してアップロードできなかった画面の写真を見せる。

直哉「やば。こんなのみたことないわ。香澄のアカウントBANされちゃったりしないの？」

香澄「ちょっと、そんな怖いこといわないでよ。涼太センパイこれどういうことなんですかね。」

同じ曲なんですけど、軽音部はそのままアップロードできて、ダンス部のは怒られちゃったんです。」

涼太「ダンス部の映像って、ボーカルは本人だし、音源はダウンロードしたやつだよね。」

香澄「はい、ダンス部の子らが、スマホを繋いで流してたし、ダウンロードかサブスクかってとこだと思います。」

直哉「コピーしたやつを使ったから怒られたってことですか？本物の CD を繋いで流せば良かったとか？」

涼太、スマホで調べながら。

涼太「JASRAC のホームページみてるけど「市販の CD やダウンロードした音源を利用する場合、著作隣接権者の許諾を得る必要があります」って書いてあるね。」

葵・直哉「チョサクリンセツケンじゃ？」

## 【解説編】

### 学食。

涼太「YouTube に音楽をアップロードできるという話は有名だよね。JASRAC のこのページに書いてあるんだけど、『自ら演奏したもの』は、手続きなくアップロードできるって。」

直哉「自分たちで演奏したものは OK ってことなんですね。ダンス部のは同じ曲だけど、ダウンロードしたやつを使ったから、ってことですか。

さっきの『チョサクリンセツケンジャ』ってなんですか？」

涼太「ぼくもそれは聞いたことがあるくらいなんだよね。」

### 直哉・涼太・葵・香澄、顔を見合わせて、何か問いたげな表情で上を仰ぐ。

天の声・女性「それではお応えします。著作権法で定めている権利は、著作者の権利である著作権と、実演家などの権利である著作隣接権に大きく分けられます。実演家というのは、歌手や俳優や、演劇の演出家など著作物を公衆に伝える役目を果たす人たちのことを言います。実演家は著作物を作ったわけではないですが、それを伝える行為をした時に「著作隣接権」が発生します。著作権と全く同じものではありませんが、図に示すような支分権を持つことになっています。著作隣接権を持つ人が「著作隣接権者」ですね。

香澄「なるほど、音楽の場合は、歌手が実演家となって、著作隣接権を持つわけですね。そして、それを YouTube にアップロードするときには、実演家の許諾が必要ってことなのですね。」

天の声・女性「そうですね。音楽の場合、関係する権利はこの赤い文字で示したものになっています。軽音楽部は、大学祭では「演奏」を行なったことになりますね。演奏権も著作権者である作曲家が持っていますので、本来は作曲家の許諾を得る必要があります。しかし大学祭のときは非営利の演奏ということで、無許諾で良かったわけです。

今回 YouTube にアップロードする場合は、それに加えて『複製』や『公衆送信』をする必要があるわけですが、多くの楽曲でこの範囲の権利は音楽著作権管理団体の JASRAC などに管理委託されています。

さきほど涼太さんが参照していたサイトによると、YouTube は JASRAC と包括契約をしていて、YouTube に音楽をアップロードする利用者の代わりに一括して許諾をとっている、ということになりますね。」

涼太「『自ら演奏したもの』は手続きなくアップロードできるってところですね。」

天の声・男性「そのとおりです。ですが、JASRAC などの音楽著作権管理団体に管理委託されていない楽曲もあります。その場合、自分で手続きをする必要がありますので、注意してください。

あっ、ここからは、音楽好きの私が説明しますね。

ということで、『自ら演奏したもの』は手続きなくアップロードできるのですが、ダンス部が使っているものは、歌手が歌ったものをレコード会社が録音して売っているものですね。それを利用させてもらうわけですので、適切に行わないと「実演家の権利」と著作隣接権の一つである『レコード製作者の権利』を侵害してしまう可能性があります。そして、それらは JASRAC では管理していません。」

直哉「歌手やレコード会社が著作隣接権者になり、そこに許諾を得ないと YouTube にアップ

ロードできないのですね。あっ、もしかして伴奏をしている楽器のプレイヤーなんかも実演家になるのかな。なんだか大変ですね・・・」

天の声・男性「多くの場合、実演家の権利もレコード製作者であるレコード会社に譲渡されていたり、譲渡されていなくてもレコード会社に取りまとめて管理をしたりしていることが多いようです。」

香澄「今回の場合は、この曲を出している Sunny ミュージックに許諾を得たらいいのね。早速連絡先を調べてみよっと。」

[スマホで調べる。](#)

天の声・男性「とてもよいところがけですね！ 他人の著作物を利用したいときは、無断で使えないからと諦めず、許諾を得ればよいことを知っておくのは重要です。まずは、正しい著作権者や著作隣接権者を探し、利用目的や利用期間などを具体的に示して許諾を申請するようにするとよいですね。」

香澄「わかりました！」